

東御市援助団体等への関与のあり方に
関する基本方針

令和4年3月

東御市

1 策定の趣旨

東御市監査委員は、地方自治法 § 199⑦の規定により、東御市が補助金等により財政的援助を与えているもの、出資しているもの及び公施設の指定管理者を「財政援助団体等の監査」の監査対象として随時選定し、「東御市監査基準」に基づき財政的援助に係る出納その他の事務の執行の適正性等を監査の主眼に据え、実施している。

これは、あくまで東御市が支出した税金による補助金、出資金等について、目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているかを監査するものであって、財政援助団体等のあり方、事業内容そのものまでを見直すことを目的とするものではない。

財政援助団体等は、それぞれ東御市からは独立し、固有の意思決定機能を持ち、同業類似企業等との競争の中、団体等の運営・経済活動を行いながら、東御市民のニーズに応え、健全で持続可能な団体等としてあるべく日々の研鑽、努力を重ねることは勿論のこと、社会経済環境の変化とともに、団体等そのもののあり方と行政と民間との役割分担の見直しも求められている。

令和3年国勢調査において、東御市は人口3万人を確保できたものの、少子高齢化が加速し、総じて人口減少社会が到来している今日、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、東御市の財政状況も厳しさを増す一方、行政ニーズは多様化・複雑化しており、これらを打開していく為には、行政、財政援助団体等、民間企業及び地域等がこれまで以上に連携・協力していくことが必要と考える。

東御市と財政的にも人的にも密接な関係にある財政援助団体等は、東御市の施策への連動性、公共性・公益性を保ちながら、社会経済状況等の変化に柔軟に、また迅速に対応するための民間ノウハウを活かした質の高いサービス提供が期待され、その役割を果たしていく為には、財政援助団体等の専門性・自立性を高めていくことがなによりも必要であり、また東御市には援助等の適正性と、財政援助団体等への管理・監督責任が強く求められる。

長野県にあっては“長野県出資等外郭団体「改革基本方針」”を平成16年に策定し、同様の取り組みにより、毎年度「改革状況検証」を行い、「検証シート」の公表を行っている。

また、長野市においては「長野市外郭団体見直し指針」を平成18年に策定し、選定された団体は、長野市の基本方針を踏まえ、経営方針を検討し、自主的な経営改善に取り組むものとされ、作成された「改革実施プラン」及び経営計画は公表されている。

加えて、松本市にあっては、平成19年に「外郭団体等への市の関与のあり方の基本指針」を策定し、選定した外郭団体ごとに関与のあり方を決定し、今後取り組む内容を「改革実施計画」に定め、市と団体両者による進行管理と評価が行われている。

東御市においては、地方自治法 § 243 の 3②の規定により、5団体（東御市土地開発公社、株式会社信州東御市振興公社、一般社団法人信州とうみ観光協会、公益財団法人身体教育医学研究所、社会福祉法人みまき福祉会）の経営状況説明資料を作成し、議会へ提出している。

開かれた透明性の高い行政を掲げる東御市にとって、財政援助団体等と東御市の関係性や援助等によりもたらされる効果を評価・検証し、その結果を広く住民に公開していくことは

当然の責務であり、援助等のあり方、援助団体等が自らのあり方を見直す意味でも有意義である為、先ずはここに、その指針である「東御市援助団体等への関与のあり方に関する基本方針」を策定する。

この基本方針に基づき行う「評価・検討」の結果を、関係する援助団体等にも十分理解いただき、市と共に取り組むべき内容を見定め、着実に実践していくことで、より効果的・効率的な団体運営と市民理解の深化に寄与するものとする。

2 基本方針

東御市における援助団体等にあつては、時代の要請によりそれぞれ目的をもって設立され、東御市と一体的に事業転換を図り、地域住民の福祉・利便性の向上のみならず、地域振興に寄与する為、現在に至っている。

東御市としては、直接事業実施することよりも、専門性・経済性の観点からも有益である理由から、補助金等による財政的援助によることとしている。

しかしながら、社会情勢は常に変動しており、常に行政と財政援助団体等がお互いを見つめなおし、よりよい方向に向かうための努力を重ね、それを広く公表していくことは有意義であると考え、『第4次東御市行政改革大綱－東御市行政改革推進計画』において、外郭団体の評価方針を決定し評価を行うこととしている。

従って、行政改革推進に係る計画に則り、他の地方自治体と同様の「東御市援助団体等評価」を東御市においても実施し、「援助団体等のあり方」「事業内容」「東御市からの援助等のあり方」等に関し、改めて市民益を軸とした評価を援助団体等の理解と協力のもと検討し、改善することにより、限られた東御市の財源のより有効的な活用策、援助団体等による質の高い事業の実施等に資するものとする。

3 援助団体等評価の視点

基本方針である「援助団体等のあり方」等を検討し、改善していくために実施する評価にあつては、次に掲げる視点をもって実施するものとする。

(1)基本的視点

東御市からの援助等を含み実施される団体等による事業、団体等そのものの運営について市民益目線で評価するためには、東御市と団体等との財政状況、事業内容等を一体的に評価する必要があり、「住民負担を最小限に、住民益を最大限に」を目指すために総合的に評価し、その結果を東御市行政改革の枠組みの中で審議するとともに、公表を行う。

(2)評価対象団体

評価の対象は、財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）の対象団体を基本とし、以下のいずれかに該当する団体で市長が必要と認めた団

体とする。(対象となる団体は表1のとおり)

- ①東御市が50%以上出資・出捐
- ②年間の指定管理料が50,000千円以上
- ③年間の財政的支援額(補助金・負担金)が30,000千円以上

(3)評価項目

評価に当たっては、(1)基本的視点に立ち、以下の項目について評価する。

①必要性

市が財政支出し指定管理や委託等事業を行う必要があるかを評価

②効率性

独自の研鑽・努力、地域や他企業との連携による効率的な運営であるかを評価

③援助の妥当性

補助内容を精査するとともに、援助の妥当性を評価

④団体の妥当性

目的達成に必要な専門性や技術・技能の保有状況の評価するとともに、市民満足度を検証

⑤健全性

団体の運営・経営状況の評価

⑥その他

4 評価方法

評価に当たっては、東御市と援助団体等とで①日時・場所、②評価項目・内容、③準備資料等について予め調整したうえで行うこととする。

評価者は、援助団体等と東御市担当課とし、3-(3)の項目に従い、別紙1『援助団体等評価・検証シート』を用いて行う。なお、援助団体等の健全性については、経営診断士による経営管理や収益に関する診断を行うことができる。

5 評価結果の検証による関与のあり方

評価結果を検証し、援助団体等のあり方や市の関与のあり方について団体ごとに方針(案)を定め、東御市行政改革推進委員会による検証を経て、東御市行政改革審議会による審議に付し、しかるべき行動計画を定めていくものとする。

6 公表

評価結果の検証による関与のあり方をまとめ、東御市公式ホームページ等で公表する。

【表1】

団体名	出資・出捐額 (割合)	指定管理料 (R2)	補助金・負担金 (R2)	備考
株式会社 信州東御市振興公社	340,826 千円 (98.6%)	170,300 千円	1,585 千円	人的支援:有 財政的支援:有 指定管理:有 委託事業:有
東御市土地開発公社	8,000 千円 (100.0%)	—	—	人的支援:有 財政的支援:無 指定管理:無 委託事業:無
一般社団法人 信州とうみ観光協会	1,000 千円 (100.0%)	4,000 千円	15,362 千円	人的支援:有 財政的支援:有 指定管理:有 委託事業:有
社会福祉法人 みまき福祉会	1,000 千円 (100.0%)	—	2,763 千円	人的支援:有 財政的支援:有 指定管理:無 委託事業:有
公益財団法人 身体教育医学研究所	4,000 千円 (80.0%)	—	1,585 千円	人的支援:有 財政的支援:有 指定管理:無 委託事業:有
特定非営利活動法人 JS文化フォーラム	—	68,500 千円	—	人的支援:無 財政的支援:無 指定管理:有 委託事業:有
特定非営利活動法人 東御市スポーツ協会	—	67,911 千円	2,345 千円	人的支援:無 財政的支援:有 指定管理:有 委託事業:有
社会福祉法人 東御市社会福祉協議会	—	—	39,212 千円	人的支援:無 財政的支援:有 指定管理:無 委託事業:有
東御市商工会	—	—	86,344 千円	人的支援:無 財政的支援:有 指定管理:無 委託事業:有

改善実施計画書(案)

団体名		所管課	
------------	--	------------	--

見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関与の見直し(委託事業内容、人的支援、財政的支援) ・団体の経営改革
--------------	--

1 市の取り組み内容

(1)市の関与のあり方

●●施設設置者の観点から、3年間に限り市自ら管理・運営することで設置目的や実施事業を見直し、委託事業内容を再構築する。

(2)取組目標

NO	項目	実施内容、手順・方法等	スケジュール		
			2024	2025	2026
①	〇〇委託事業内容の適正化	〇〇事業の市と団体の役割を見直す	検討	実施	
②	人的支援の廃止	専門の知識・経験を有する民間登用	実施		
③	財政的支援の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・①により見直された業務内容による財政的支援の適正化 ・指定管理料の範囲の見直し 	実施		
④	団体の経営改革	収益増加のための事業開設支援	検討	計画	実施

2 団体の取り組み内容

(1)団体のあり方

市の■■関連施策の一層の推進を図るため、次期契約時までには▲▲団体との統合を視野に入れた経営計画を作成する。

(2)取組目標

NO	項目	実施内容、手順・方法等	スケジュール		
			2024	2025	2026
①	〇〇委託事業内容の適正化	事業及び財政計画を見直す	検討	実施	
②	組織体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・民間登用した人材を中心とした経営体制の見直し ・組織全般にわたりスリム化を図る 	計画	実施	⇒
③	財政の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料及び事業収入により運営が賄えるよう抜本的に収支計画を見直し、持続可能な財政計画を作成する 	計画	実施	
④	団体の経営改革	<ul style="list-style-type: none"> ・団体経営改革が常に図れるシステムを構築する ・市民サービス向上 ・職員の意識改革 	実施	⇒	⇒

令和4年度団体評価（試行）の実施要領

I 実施団体の選出

○評価対象団体のうち下記の団体を先行して評価を実施する。

- 1 株式会社信州東御市振興公社
- 2 一般社団法人信州とうみ観光協会
- 3 特定非営利活動法人JS文化フォーラム
- 4 特定非営利活動法人東御市スポーツ協会
- 5 社会福祉法人東御市社会福祉協議会

II 実施手順

○団体の理解を得たうえで実施する。

- 1 団体への趣旨説明、評価実施依頼（主管課・企画課）
▼
- 2 日程・場所調整（主管課）
①団体、②キャラバン隊、③企画課・WGメンバー
▼
- 3 書類準備（団体）
別紙1『援助団体等評価・検証シート①』及び【個表①～④】の作成
▼
- 4 評価実施（WG）
①ヒアリング、診断シートの作成
▼
- 5 （本）評価・検証及び行動計画の作成に向けて（WG）
①評価者の検討、②評価・検証方法、③行動計画へのまとめ方を検討

III 評価、検証のポイント

○以下の項目をヒアリングし、計画策定に繋げる。（専門家を交えた評価はR5年度）

第1：②効率性（効率的な運営、独自の努力、他社との連携）

第2：④団体の妥当性（専門性や技術・技能の保有／市民満足度）

第3：⑤健全性（運営・経営状況）

東御市社会福祉協議会

1 「地域福祉事業」のミッション（目的）はどのようなものでしょうか

地域や住民の抱える生活課題・福祉課題の解決に向け、住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者と連携を図り、必要な支援や適切なサービス・制度につなぐなど、住民一人ひとりが尊重され、誰もが幸せを感じられる地域共生社会を目指す。

2 「地域福祉事業」の成果目標は何でしょうか（KPIなど）

1.行政区を軸とした地域づくりの推進。2.地域の潜在的なニーズの把握と解決に向けた取り組み。3.地域住民の交通手段を支える仕組みづくり。4.新たな支えあい体制の構築と担い手の育成5.まいさぼ東御を軸とした生活困窮者支援、権利擁護の推進。6.包括的な福祉総合相談支援体制の整備。

3 「地域福祉事業」の資金不足を積立金の取り崩しで補填していることに関して

①受益者負担の増額は可能ですか

事業の対象者が、年金で生活している障がい者や高齢者世帯のほか、母子父子世帯や生活に困窮する低所得者世帯等のため、受益者負担の増額は難しい。

②経費支出の節減（人件費等）は可能ですか

地域住民が抱える生活課題や福祉課題が、ますます多様化複雑化しており、職員の負担を考えると人件費の節減は難しい。その他のコストについては、可能な限り節減に努めたい。

4 「その他の積立金」が毎年減少していますが、どの程度の減少まで容認できますか

災害時など、非常時に執行できる資産も必要であり、社協の財政計画を含む総合計画を早急に策定し、積立金の適正額を検討したい。

NPO法人JS文化フォーラム

1 団体のミッション（目的）、発足の経緯はどのようなものでしょうか

上田市・東御市・小県地域の住民、また障がい者、不登校の子ども等に対して、文化活動を通して地域おこし、元気づくりの企画提案をして実施する事を目的に発足。

2 団体の成果目標は何でしょうか（KPIなど）

地域固有の風土・歴史・慣習・方言等を採集し、記録すべきものは保存し、その地域に残す。 地域活性化のために必要な企画・提案・制作・実施を行う地域活性化事業の展開。
障がい者、不登校の子ども等への文化支援事業の展開。

3 「建物設備管理費」はどのような支出ですか

建物を維持管理するために係る費用。
日常清掃委託、特殊清掃（床のWAXなどの清掃）、灯油の地下タンク点検、空調点検、電気点検、エレベーター、自動ドア点検などが該当する。

4 「舞台音響設備費」はどのような支出ですか。また、支出が減少した原因は何ですか

反響板や照明、音響設備等の舞台保守点検等に係る費用。
支出が減少した理由は、大規模地震対策の天井改修工事を行っていた関係上、保守点検を実施できなかったため。（年間の回数を減らした）

5 「業務委託料」はどのような支出ですか。また、支出が減少した原因は何ですか

舞台（ホール）を利用する催事やイベント等に係る舞台委託費、自主文化事業委託費。
支出が減少した理由は、天井改修工事期間中は舞台が利用できなかった事、コロナ禍でのホール等使用の減少が原因。

6 「事業収入」が令和4年3月期（第14期）で大幅に減少した原因は何ですか

大規模地震対策のための天井改修工事、空調設備等改修工事を実施、その間は施設利用が大幅に制限・減少したため。また、コロナ禍での利用の制限・減少も原因である。

NPO法人東御市スポーツ協会

1 団体のミッション（目的）、発足の経緯はどのようなものでしょうか

スポーツを振興して、市民の体力向上と、スポーツ文化の高揚を図ると共に、健康で明るく豊かな社会の建設に寄与することを目的に発足。

2 「指定管理」の「施設使用料」は、施設ごとに集計できますか

施設ごとに集計できます。

3 「指定管理」の「総合管理」とは、どのような事をするのでしょうか

各施設ごとに要する経費以外の職員人件費、社会体育施設保険料、税金等を予算管理上分類しているもの

4 「指定管理」の成果目標は何でしょうか

（海野マレットゴルフ場から市民プール維持管理費（KPIなど））

- ・利用者にとって常に安全で利用可能な体育施設として管理運営提供する。
- ・中央公園は、市民の快適な憩いの場を提供し、健康で活力のある市民生活の向上に努める。

5 「指定管理」の「需用費」は主にどのような支出ですか

消耗品費、電気料、上下水道使用料、燃料費、修繕費

6 「指定管理」の「委託料」はどのような支出ですか

施設の保守点検、施設の清掃、夜間管理等に要する経費

7 令和3年度スポーツ事業のうち「⑥市民登山」「⑧マラソン大会」の支出が予算額を大幅に超えていますが、原因は何でしょうか

事業に係る運営人員の増によるもの

8 「スポーツ教室会計」の22教室それぞれの参加人員は何人くらいですか

また、近年の参加人員動向と令和3年度に教室が1つ減った原因は何でしょうか

1.陸上57人 2.ソフトテニス（小学生）61人 3.ソフトテニス（中学・一般）57人 4.テニス（上級者）5人 5.テニス（初中級者）11人 6.バドミントン24人 7.柔道25人 8.剣道13人 9.空手道（東部会場）30人 10.空手道（北御牧会場）9人 11.弓道21人 12.ミニバスケットボール64人 13.サッカー58人 14.卓球（昼）22人 15.卓球（夜）26人 16.卓球（北御牧）10人 17.ミニバレーボール66人 18.ミニビーチボール71人 19.ゴルフジュニア5人 20.ゴルフ（一般）12人 21.野球教室12人 22.スキー・スノーボード（中止） 合計652人

・平成28年度1,026人を最高に年々減少している。

・令和3年度は社交ダンスが指導者の仕事の関係で中止となった。

9 「一般会計」および「収益会計」に計上されている「公課費」はどのような支出ですか

税金（法人税、消費税等）

10 「収益事業」はどのような事業ですか

飲料自動販売機、ふわっとテニスボール販売

一般社団法人信州とうみ観光協会

1 団体のミッション（目的）、発足の経緯はどのようなものでしょうか

【目的】東御市の豊かで美しい自然、景観、文化・歴史、産業などの多彩な地域資源を活かし、地域住民をはじめ地域の多彩な事業者、行政等と一体的に観光の振興を図ることにより、交流人口の増加を促進し、地域経済の持続的な発展・向上に寄与することを目的とする。

【経緯】別紙のとおり

2 団体の成果目標は何でしょうか（KPIなど）

【DMOとしての必須KPI】：旅行消費額、延べ宿泊数、来訪者満足度、リピーター率

【その他KPI】：三大観光地利用者数、雷電くるみの里レジ通過数、宿泊施設定員稼働率、観光ウェブアクセス数、体験プログラム利用者数

3 「受取会費」の用途はどのようなものが想定されていますか

観光パンフレット制作、各種イベントの開催、メディア取材対応、会員情報等をHPへ掲載、SNS発信、会員メールマガジンの発信 等

4 「事業費」の主な内容はどのようなものでしょうか

しなの鉄道田中駅業務、広告宣伝事業、観光地魅力創造事業、湯の丸高原自然環境保全事業、東御市シティプロモーション情報発信事業、東御市ふるさと納税発送事業 等

5 「事業収益+補助金」=「事業費」、「会費+補助金」=「管理費」という収支バランスとなっていますが、「補助金」の支出基準はどのようなものでしょうか

当法人は公益事業会計と収益事業会計に分かれており、補助金、会費は公益事業会計として処理。会費については上記3のとおり、補助金については、DMO運営のための管理費（給料手当）になります。

（東御市観光宣伝事業、観光地魅力創造事業はR3年度より補助事業から委託事業へ変更）

6 「事業費」と「管理費」に計上の人件費の額が3期間で大きく変動しています

①それぞれの人員および変動の要因は何でしょうか

人員変動はありません。

事業費における人件費：田中駅業務は、令和3年度に「しなの鉄道」の委託業務から「東御市」の委託業務になり時給単価を改定。池の平駐車場スタッフ賃金は国の最低賃金基準による変動。

管理費における人件費：3期ほとんど変動はありません。会計上での処理（公益事業、収益

②それぞれの役割はどのようなものでしょうか

事業費における人件費：しなの鉄道田中駅改札業務、池の平駐車場料金収受・管理業務、湯の丸高原自然環境保全業務

管理費における人件費：法人事務局業務、観光案内所窓口業務